

～事業用家屋・償却資産に係る固定資産税が軽減されます～

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が大幅に減少している中小企業者・小規模事業者の納税負担を軽減するため、固定資産税を一部軽減する制度が創設されました。対象となる方は、下記期限までに申告書（原本）に加えて、収入減少を証明する書類等を役場税務課へ提出してください。なお、感染症予防のため、可能な限り郵送申請にご協力ください。

申告期限：令和3年2月1日（月）必着

※申告期限までに提出されない場合、軽減措置の適用ができません。

※提出書類については、裏面をご確認ください。

※令和2年度（今年度）の固定資産税を軽減するものではありません。

【軽減の内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から同年10月までの間に連続する任意3か月間の収入が、同年同時期と比較して30%以上減少している場合、令和3年度の1年度分に限り、次の割合で軽減します。

30%以上50%未満の減収 ⇒ 2分の1
50%以上の減収 ⇒ 全額


| | |
|--|---|
| <p>〈対象となる方〉</p> <p>中小事業者等</p> <ul style="list-style-type: none">○資本金等の額が1億円以下の法人○資本金等がなく、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人○常時使用する従業員数が、1,000人以下の個人○風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に規定する事業を営むものを除く | <p>〈対象の資産〉</p> <p>設備等の償却資産および事業用家屋（店舗や倉庫など）に対する固定資産税が対象です</p> <p>※土地はすべて対象外です</p> <p>※対象となる家屋は基本的に、「非居住用家屋（個人所有家屋以外）であり、申告者が固定資産の所有者であること」が条件です</p> |
| <p>〈手続きの流れ〉</p> <pre>graph TD; A[中小事業者] -- ① 確認依頼 --> B[認定経営革新等支援機関等（商工会等）]; B -- ② 申告書発行 --> A; A -- ③ 軽減申告 --> C[役場担当窓口（税務課資産係）]; B -.-> D[認定経営革新等支援機関等が確認した申告書及び同機関に提出した書類一式]; D -.-> C;</pre> | |

詳しくは、北中城村役場のホームページをご覧ください。

<http://www.vill.kitanakagusuku.lg.jp/covid19/2344.html>



〈提出書類〉

| | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | <p>軽減申告書</p> <p>(様式は北中城村役場ホームページよりダウンロードできます)</p> <p>http://www.vill.kitanakagusuku.lg.jp/covid19/2344.html</p> <p>北中城村ホームページ>新型コロナウイルス関連情報>その他関連情報</p> <p>>新型コロナウイルス感染症等に係る</p> <p>固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告</p> <p>> 5.申告書 (北中城村様式)</p>  |
| <input type="checkbox"/> | <p>収入減少を証明する書類 (会計帳簿や青色決算申告書の写し等)</p> |
| <input type="checkbox"/> | <p>償却資産申告書 (償却資産課税台帳)</p> |
| <input type="checkbox"/> | <p>課税資産明細書 (固定資産納税通知書と共に郵送されているもの)</p> |
| <input type="checkbox"/> | <p>特例対象家屋の事業割合を証明する書類 (青色決算申告書の写し等)</p> |
| <input type="checkbox"/> | <p>【収入の減少に賃料の猶予を含む場合】</p> <p>不動産賃貸料の猶予を証明する書類 (詳しくは国土交通省ホームページの「(7月7日付事務連絡) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援施策等について」から別添5及び別添6をご確認ください)</p> |

※感染症予防のため、可能な限り郵送申請にご協力ください。